

令和8年6月18日

糸魚川市議会議長 様

請 求 者 糸魚川市議会議員

糸魚川市議会議員

糸魚川市議会議員

東野恭行

田原洋子

保坂 悟

審 査 請 求 書

糸魚川市議会政治倫理規則第4条の規定に基づき、次のとおり審査を
請求します。

審査請求の対象となる 議員の氏名	近藤 新二
審査請求の対象となる 理由の基準	糸魚川市議会政治倫理規則第3条第1号及び第2項
審査請求の理由	別紙の通り

審査請求の理由

令和7年12月12日に開催された総務文教常任委員会において、対象議員は委員会を途中退席するに当たり、「歯医者を受診するため」と説明したが、実際には歯科医院を受診せず、飲酒を伴う私的会合に参加していた。

その後、対象議員は当該行為に関する説明を行っているが、その説明内容について事実関係や経緯に疑義が生じており、政治倫理規則第3条第1項第1号に規定する「議員の品位と名誉を損なうような行為」及び同条第2項に規定する「自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにする義務」に照らし、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる。

つきましては、

- ①令和7年12月12日以降の近藤議員の言動についての疑義
- ②令和7年12月16日の正副議長、東野議会運営委員長、阿部総務文教常任委員長による近藤議員の聞き取りの際の虚偽の発言
- ③近藤議員が支援者に対して阿部総務文教常任委員長の取った対応について誤解を招く発言
- ④近藤議員が議員を続ける根拠
- ⑤総務文教常任委員会と議会運営委員会での近藤議員の発言
- ⑥阿部委員長への謝罪会と総務文教常任委員会への謝罪会での近藤議員の発言

を調査願いたい。

よって、糸魚川市議会政治倫理規則第4条の規定に基づき、政治倫理審査委員会による審査を請求する。